四十一　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三六の項を次のように改める。

36	削除

第二項の表四の項を削る。

四十二　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

四十三　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表一の項中「北緯35度39分12秒東経139度45分30秒」を「北緯35度39分13秒東経139度45分30秒」に、「北緯35度41分21秒東経139度41分32秒」を「北緯35度41分21秒東経139度41分31秒」に改め、同表四の項中「北緯35度41分21秒東経139度41分30秒」を「北緯35度41分21秒東経139度41分31秒」に、「北緯35度36分33秒東経139度43分48秒」を「北緯35度36分33秒東経139度43分49秒」に改める。

四十四　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項を次のように改める。

25	削除

第一項の表三七の項を次のように改める。

37	削除

第三項の表四の項から六の項までを削る。

第四項の表七の項中「北緯34度59分01秒東経135度20分46秒」を「北緯34度59分01秒東経135度20分45秒」に、「北緯34度59分25秒東経135度20分55秒」を「北緯34度59分24秒東経135度20分57秒」に改め、同表一一の項中「(76.00)」を「(75.50)」に、「(274.00)」を「(278.00)」に改め、同表一二の項中「(58.80)」を「(56.80)」に、「(274.00)」を「(278.00)」に、「北緯34度54分27秒東経135度40分24秒」を「北緯34度54分27秒東経135度40分23秒」に改める。

四十五　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第四項の表一一の項中「北緯34度55分06秒東経137度52分50秒」を「北緯35度04分07秒東経137度52分53秒」に改める。

四十六　平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

四十七　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第三項の表三の項を次のように改める。

3	削除

第三項の表五の項を次のように改める。

5	削除

第三項の表七の項を削る。

四十八　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一の項を次のように改める。

11	削除

○法務省告示第四百六十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十七日　　法務大臣　谷垣　禎一

第二条の表イの項中「（法第六条第二項の申請（以下「上陸申請」という。）に係る在留期間が一年未満の者を除く。）」を削り、同表ロ及びハの項中「（上陸申請に係る在留期間が一年未満の者を除く。）」を削り、同表への項中「（年収（当該外国人が指定された活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関から受ける報酬の年額をいう。以下この表において同じ。）」を「（当該外国人が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下この表において「世帯年収」という。）」に、「千五百万円」を「千万円」に改め、同表トの項中「年収」を「世帯年収」に、「千五百万円」を「千万円」に改め、同表チの項中「年収」を「世帯年収」に、「千万円」を「八百万円」に、「実父」を「父」に、「実母」を「母」に、「又はその配偶者」を「若しくはその配偶者」に、「三歳」を「七歳」に、「実子」を「子」に改め、「の養育」の下に「又は当該高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援」を、「を養育」の下に「し、又は当該高度人材外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度人材外国人に対し、介助、家事その他の必要な支援を」を加える。

第三条中「法第六条第二項の申請」の下に「（以下「上陸申請」という。）」を、「ただし」の下に「、第二号及び第三号に掲げる方法により点数を計算する場合においては」を、「報酬」の下に「（当該申出人が外国の公私の機関から転勤して所属機関に受け入れられる場合は、当該外国の公私の機関から受ける報酬を含む。以下同じ。）」を加え、「別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額」を「三百万円」に、「満たない場合」を「満たないとき」に改め、同条第一号の表研究実績の項中「一以上」を削り、「十五」を「二十（二以上に該当する場合は、二十五）」に改め、同表特別加算の項を次のように改める。